

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できるまちづくり実現」プロジェクト

2 地域再生計画の作成主体の名称

京都府、京都府福知山市、京都府舞鶴市、京都府綾部市、京都府宮津市、京都府亀岡市、京都府城陽市、京都府八幡市、京都府京田辺市、京都府南丹市、京都府木津川市、京都府井手町、京都府精華町、京都府伊根町、京都府与謝野町、京都府宇治市

3 地域再生計画の区域

京都府の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

■地域の課題（主に市町村が施策を実施）

【人口減少（若者の転出、出生率の低下）】

- ・人口ピラミッドの形態から今後数十年は自然減が必須であり、人口減少が加速していくと推定される。
- ・通勤、生活の利便性を意識して若者が転出してしまいが、地理的な要因は大きく、人口流出が続く中で、地域によっては自主的な回復が難しくなっている。

上記の人口減少（若者の転出、出生率の低下）の要因としては、下記の3点が挙げられる。

【中心市街地の衰退（まちの核となるエリアが失われつつあること）】

- 中心市街地の衰退により、住民の利便性という視点で住環境の満足度を高められていないことが、若者が進学・就職・結婚等のタイミングでまちから転出している要因の一つとなっている。
- ・2019年住民基本台帳人口移動報告によると、京都府全体では、15～19歳人口が2,125人の転入超過であるのに対し、20～29歳人口は、対東京圏で2,788人、対大阪府で1,923人の転出超過となるなど、大学進学等を機に府内・府外から転入した大学生が、卒業・就職を機に大企業が多い東京圏や大阪府へ転出する構造となっている。
 - ・これまでも各市町村において中心市街地活性化等に取り組み、インバウンドを中心とした交流人口の増加、地域経済活性化に一定の成果は出ているものの、新型コロナウイルス感染症の影響による観光客の激減などにより、これまで取り組んできた交流人口の増加、商業的視点での取組だけでは住民の人口流出を食い止められなくなっている。
 - ・オーバーツーリズムに象徴されるような交流人口増加に向けた地方創生の取組では、活性化される業種に限られていて、住民の実感を考えた時に事業の効果が限定的となっている。

<京都府民意調査結果>

- ・住んでいる地域に、にぎわいや活気があると思う人の割合 2020年度：7.5%
- ・住んでいる地域（市町村）について、個性や魅力を感じている人の割合 2020年度：17.7%
- ・住んでいる地域に、社会生活を送るのに必要な基盤（学校、病院、買い物の場、就業の場などや公共交通機関）が十分に整っていると思う人の割合 2020年度：32.6%

【地域に仕事がない】

地域に若者にとって魅力的な仕事が少ない、まちに賑わいがないことが、就職等を機に市町村外に転出せざるを得ない状況となっていることに加え、大学進学等を機に転出した若者が就職等のタイミングで戻ってこられない要因の一つとなっている。

- ・これまでも地域に仕事（雇用）をつくるため、起業・創業、企業誘致に取り組み、観光、農林水産業の分野では一定の成果が出ているものの、起業・創業に必要な資金の確保がネックになっていることや誘致企業を探すにしても都市圏企業と交渉の機会が少ないことから、劇的な仕事（雇用）の増加にはつながっていない。そのため、地域を支える人口と雇用数が均衡するまでには至っておらず、就職等を機に市町村外に転出せざるを得ない状況となっている。
- ・京都で学んでも、府内に留まらず他府県で就職する学生が多数存在している。
- ・U I J ターン施策に耐えられるまちの賑わい等を創出できておらず、若者が戻ってこられない。

<府内大学生の府内就職割合>2018年3月卒（府独自調査）19.4%（4,372人/22,573人）

【地域創生事業を深化させるプレイヤーが不足している】

商業的視点以外からまちづくりを考える際においても、アイデアを考えるメンバーも固定化していることに加え、都市圏企業や他地域の若者と交流する場・きっかけが少なく、ビジネスパートナーが見つげづらい状況になっている。そのため、地域内プレイヤーの育成のみならず、アイデア・ヒト・モノ・カネが地域に生まれる仕組みを構築する必要がある。

■広域的に解決を図るべき課題（主に京都府が施策を実施）

どこに生活の拠点を置くかは、（特に子育てを考える若い世代にとっては）人生最大の選択の一つであるが、多種多様な選択肢が身近になれば、自分の生まれたまちに居住し続けるのか、転出するのかの二択になる可能性が高い。若者・子育て世代の多種多様なニーズ（例：自然豊かな環境で子育てしたい、子どもの能力開発に力を入れている地域で子育てしたいなど）に応えられる府県域を越えずに地域が多種多様もしくはパッケージで選択肢が提供できないことが課題となっており、せつかくの都道府県魅力度ランキング2位という総合的には東京都よりも魅力高く対抗し得る立ち位置を十分に活かし切れていない。こうした課題に個々の市町村がバラバラに取り組むのでは実現可能性が低くなってしまふ。

【人口増減の地域間連鎖】

京都市、北部地域、中南部地域及びけいはんな学研都市地域の人口増減（自然増減、社会増減）は、10代・20代・30代の年齢で転入出のトレンドを変えつつ地域間で相互に連鎖しており、転入出が起こるそれぞれの地域の状況により、それぞれの地域の転入出が大きく影響される。

<各地域の転入出の主なトレンド>

- ・北部地域は、合計特殊出生率が高いものの、進学・就職等を機に京都市や他府県へ10代・20代が転出し、20代・30代で一部他地域からの転入があるが、それ以降は北部地域内での移動
- ・中南部地域は、10代での転出は比較的少ないが、20代で京都市内等へ転出する一方、30代で出産・住宅購入等を機に京都市内等から転入
- ・京都市は、進学等を機に府内・他府県から10代（15～19歳）が大きく転入、府内に就職した20代は20代・30代にかけて結婚・出産・住宅購入等を機に府外や中南部地域に転出
- ・けいはんな学研都市地域は、全国（約40%は大阪府・奈良県）から30代が転入

【中心市街地の衰退（まちの核となるエリアが失われつつあること）】

・例えば、府中北部地域においては二次医療圏レベルの各地域における核を強化し、ネットワークによる連携を構築しなければ、地域の中で教育、産業、医療などの複合的な需要に応じられる基盤を形成できない課題がある。そのため、各市町村単位でまちの核づくりを推進するとともに、広域的な政策連携により、まちの核となるエリアのネットワークを結んで各地域において人口ダム機能が形成されることが必要。

【地域に仕事がない】

・起業・創業等の「地域に仕事をつくる」取組だけでは、転出してしまおう若者（雇用数やニーズ）をカバーできていない課題があるため、テレワーク等により転出しなくても「地域で仕事ができる」環境を整えることが必要。中小企業ではノウハウやシステム導入に苦戦しテレワークが進んでいない状況であるが、5G通信の展開や新型コロナウイルス感染症に端を発したテレワーク普及の流れをうまく活用し、中小企業のテレワークを推進することが必要。

【地域創生事業を深化させるプレーヤーが不足している】

・他地域のプレーヤー（関係人口等）を地域に呼び込むにしても、市町村や地元企業が単独で個別にアプローチしていくのは困難であるとともに、都市圏企業においても、直ちに「移住・定住」を伴う新たなビジネス展開や起業等はハードルが高い。そのため、府や市町村、包括連携協定締結企業や金融機関など、幅広い主体が意見を交わし、パーシャル連携などを検討する緩やかな連携の場（プラットフォーム）を形成し、地域外企業や産官学公金の連携などを広域的に検討する仕組みの構築が必要。

4-2 地方創生として目指す将来像

【概要】

京都府では人口減少に歯止めがかからず、特に京都府中北部や南東部において市町村内の自然減と社会減の両方が生じている。その中でも特に20代～30代の若者の人口減が目立っており、府内26市町村のうち、22市町村（約85%）で転出超過となっている状況。

東京一極集中が全国的な課題となっているが、関西地域の中においても京都市を除く京都府内各市町村から都市部等への流入が続き、市町村単位、二次医療圏レベルの各地域で、いわゆる人口ダム機能の低下による人口流出が生じていることが要因の一つとなっている。そのため、20代～30代の若者や子育て世代が地元のまちもしくは地元周辺に残りたくなる機能、訴求力を持たせることが必要となる。

また、人口減少局面において、各地域でまちの機能を維持させるには、集中と選択でなく、各地域の特性を活かし、相互に補完する事により、足し算の発想で（住みやすさという観点で）まちの再編や機能性向上を考えることが重要となっている。

そこで、「地域に仕事がない」「利便性が悪い」「子育てに必要な周辺環境が充実していない」といった課題から、若者や子育て世帯が就職・結婚・住居購入の人生の転機で転出してしまいう現状を踏まえ、各市町村の中心部にまちの核となるエリア（子育て交流拠点、サテライトオフィスや商店などが集積しているエリア）を形成し、地域での仕事づくり、まちのファンづくりを一体的に進め、その効果を各市町村内の全域に広げる。またそれと同時に、まちの核となるエリア間において広域的に政策連携を図ることで、府内全域に各市町村の特性を活かした子育てにやさしいまち（誰もがすみやすいまち）が多種多様に揃って選択できる京都を実現させ、それぞれの若者が自分のニーズに応じて身近な場所で（府内で）定住する地域を選択できることで都道府県魅力度ランキング2020（株式会社ブランド総合研究所実施）2位のブランド力を活かした人口の定着・転入につなげ、各地域でひいては京都府全体で人口の転入出の均衡を目指す。

【数値目標】

K P I ①	モデル地域市町村における人口の社会減解消						単位	人
K P I ②	市町村による重点取組エリアの設定						単位	箇所
K P I ③	エリア内の起業数、雇用数等（関係人口の創出）						単位	件
K P I ④	-						単位	-
	事業開始前 （現時点）	2021年度 増加分 （1年目）	2022年度 増加分 （2年目）	2023年度 増加分 （3年目）	2024年度 増加分 （4年目）	2025年度 増加分 （5年目）	K P I 増加分 の累計	
K P I ①	-926.00	100.00	200.00	200.00	200.00	200.00	900.00	
K P I ②	4.00	5.00	5.00	5.00	5.00	5.00	25.00	
K P I ③	0.00	60.00	85.00	90.00	90.00	255.00	580.00	
K P I ④	-	-	-	-	-	-	0.00	

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

5-2の③及び5-3のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ 地方創生推進タイプ（内閣府）：【A3007】

① 事業主体

2に同じ。

② 事業の名称

「子育て、子育てにやさしい」京都創生プロジェクト事業

③ 事業の内容

上記「構造的な課題」を踏まえ、京都府全体で人口の転入出の均衡を図るためには、
・個々の市町村がバラバラに子育てにやさしいまちづくりに取り組むのではなく、京都府内で若者・子育て世代の多種多様なニーズに対応できる居住地の選択肢を多種多様もしくはパッケージで示せること

・各地域の10代・20代・30代のそれぞれの転入出のトレンドを踏まえ、転入元・転出先の施策と連動しながら広域的な人口循環戦略の下、地域の環境を整えること

・若者の流出や出生数の減少により、商圈、交流人口の衰退が激しく、まちの中心市街地が交流の拠点としての機能を失いはじめている地域（特に、府内中北部や最南部を中心とした地域）において、まちの機能を提供する中核的なエリアを再構築することで住環境の満足度を向上させること

・大学進学等を機に転出した若者が就職等のタイミングで地元に戻ってくるUIJターン施策に耐えられるまちの賑わい等を創出すること

・行政だけでは対応できない困難な課題に対して、企業、団体等が自らのビジネス手法を活用して子育てにやさしいまちづくりを応援する仕組みを構築すること

・京都で学んだ学生が府内企業へ就職するよう大学生の府内就職を促進することが必要であることから、京都府の各地域が連携しつつ

■子育てにやさしいまち（誰もが住みやすいまち）の核づくり

■地域での仕事づくり

■関係人口の創出、若者定着促進

に取り組みながら、若者・子育て世代がそれぞれのニーズに応じた自身の考えるベストな居住地を京都府内で選択できる環境を創出し府外への転出を抑制するとともに、都道府県魅力度ランキング2位のブランド力を活かし、京都の魅力（文化、自然、食など）に関心を持って移住を希望する者が自身の生活環境のニーズが叶えられる地域を選択できる状態を整えることで府外からの移住促進を図る。

具体的には、

【子育てにやさしいまち（誰もが住みやすいまち）の核づくり】

<京都府>

◎各市町村のまちの核（中心エリア）形成を支援

・各市町村のまちの核（中心エリア）形成のためのハード・ソフト支援

・子育て環境見える化システムによる先行モデル地域（令和2年8月選定）の評価・検証（本事業対象外）

◎自市町村の特性を活かした若者が住みたくなるまちの形成支援

・第2期京都府地域創生戦略（各地域の将来像）に基づく各市町村の中心エリア間の政策連携促進

・広域振興局を核とした広域調整

・各地域の10代・20代・30代のそれぞれの転入出のトレンドを踏まえ地域の環境を整えるとともに、転入元・転出先の施策と連動して広域的な人口循環戦略により各地域の転入出の状況を改善し、京都府全体での均衡を図る。

<北部地域（福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、伊根町、与謝野町）>

◎北部地域は合計特殊出生率が全国平均を上回っている一方で、教育環境や就職面、住環境面のニーズに対応しきれていないことから、10代・20代の若者が進学や就職等を機に都市部に流出している状況に加え、出生数も減少傾向にあり、人口減少に歯止めがかからない点に課題がある。そこで、この地域の自然豊かでのびのびとした住環境で子育てできるという共通の特性を活かしながら、+αとして魅力的な教育環境や若者による起業支援、移住支援等により若者の定着・UIJターンを主目的としたまちづくりを進め、人口ダム機能を再構築する。

・北部スタートアップエコシステムと副業人材等を核にした外部人材の流入促進 等

<中南部地域（宇治市、亀岡市、城陽市、八幡市、南丹市、井手町）>

◎京阪神地域の通勤都市としての機能があることから30代の転入はある一方で、10代の転出は比較的少ないものの20代の京都市等への転出超過が続いていることから、子育て世代の定住に向けた取組が必要である。そこで、進学、就職、休日の過ごし方などに都会生活の利便性を活かしながら田舎暮らしや自然環境の愉しみを両立できるという共通の特性を活かしながら、地域における仕事づくりや既存のコミュニティの力を活かした子育て支援、新旧住民の交流促進等により、子育て世代が子育てしたいと思えるまちづくりを進める。

- ・若者が魅力を感じる仕事づくり
- ・地域コミュニティ活性化による市街地再生
- ・地域のファンづくり等による関係人口の創出 等

<けいはんな学研都市地域（京田辺市、木津川市、精華町）>

◎東海道線沿線及び全国（約40%は大阪府・奈良県）から30代の転入があり、新たな市街地エリアの形成等による人口増加地域を抱える当該地域においては、共働き世帯が転入者の大半を占めており、教育や子どもの能力開発などのニーズが他地域と比べても非常に大きくなっていることへの対応や転入者の既存コミュニティへの溶け込みが課題となっている。そこで、若者が多く子育て世代が暮らしやすく関西圏の主要な大都市への通勤が可能で、研究機関の集積により子どもの能力開発の促進に優位性があるという共通の特性を活かしながら、新旧住民が参画した地域・まちづくりへの支援や子どもの先端技術に親しむ機会の創出等、当地域の特性を活かした新旧住民の融合や子どもの多様な能力の育みにつながる取組を進める。

- ・研究機関、企業等と連携した子どもの能力開発等による子育て世帯の満足度向上
- ・人口増加地域との交流による新旧コミュニティの一体化、再活性化 等

【地域での仕事づくり】

<京都府>

◎地域振興公社（DMO）と連携した地域の仕事づくり

- ・3 DMO（海・森・お茶）による地域の賑わいづくり（本事業対象外）
- ・地域づくりファンドによる地域づくり事業への出資（府・DMO・京都銀行で組成（本事業対象外））
- ・生活支援コーディネーター（アドバイザー配置）

◎テレワーク等の推進による地域で仕事ができる環境整備

- ・京都府テレワークセンターを核に、府内中小企業のテレワークを推進（本事業対象外）

【関係人口の創出、若者定着促進】

<京都府>

◎関係人口の創出

- ・京都経済センター等のオープンイノベーション拠点を核に、アイデア・ヒト・モノ・カネが不足している市町村と地方でのビジネス展開や起業を考えている若者をマッチング
- ・包括連携協定締結企業等とプラットフォームを形成
- ・子育てサポート版モデルフォレスト運動（仮称）により、社会全体で子育てを応援する風土づくり

◎府内大学生の府内就職・定着に向けた促進事業

- ・府内大学生を対象に府内企業への就職・定着への支援
- ・学生の府内就職・定着を促進するため、デジタル技術等を活用した長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進など、就労環境の改善に取り組む中小企業を支援
- ・就労環境改善に関する中小企業の悩みを解決するため、経験豊富な就労環境改善アドバイザー等の派遣

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

社会全体で子育てにやさしいまちをつくるという趣旨に賛同した企業（包括連携協定締結企業等）からの寄附や協賛金を自主財源にするとともに、5年間の集中的な本事業の実施により仕事づくりや地域づくりの基盤をつくる。基盤づくりは5年間で終了し、その後はその基盤を活かした各自治体・DMO等による移住・若者定着に係る施策へ移行することで、若者・子育て世代等の人口転出超過の減や雇用拡大による住民税等の税収を確保し、基盤整備以外の取組の自立的運営を目指す。

【官民協働】

行政は各市町村における「子育てにやさしいまちづくりの重点地域」の設定と市町村全体への波及施策を計画、5年間で集中的にその基盤を整備し、地域振興公社（海・森・お茶の3DMO）と商工会議所、商工会は連携して地域の仕事づくりを図るとともに、地域団体、NPOなど多様な主体は行政と協働した持続的なまちづくり形成を図る等の役割分担のもと、各事業を展開する。

【地域間連携】

京都府は、各地域の10代・20代・30代のそれぞれの転入出のトレンドを踏まえつつ、広域的な人口循環戦略の下、各地域（市町）の施策と連携しながら京都府全域における「子育てにやさしいまちづくり」に向けた基盤整備及び第2期京都府地域創生戦略（各地域の将来像）に基づく各市町村のまちの核（中心エリア）間の政策連携を実施し、各市町は各市町の転入出のトレンドを踏まえつつ、まちの核（中心エリア）における取組の効果を市町村全域に波及させる地方創生事業を実施するという役割分担で事業を実施する。

また、中丹・丹後地域の「海の京都DMO」、南丹地域の「森の京都DMO」、山城地域の「お茶の京都DMO」を核に、府・市町と共同で取り組む基盤を活かし、交流人口拡大・地域振興を図るとともに、全てのDMOに参画する京都府が総合調整を行うことで地域間連携による効果の最大化を図る。

【政策・施策間連携】

①各市町村の交通結節点等におけるまちの核づくり、②企業・創業支援による雇用創出及びテレワークの推進による就業人口の拡大、③関係人口の地域への呼び込み・若者の定着促進を相互に関連させ、「まちの賑わいづくり」「仕事づくりによる就業人口の拡大」「若者の地域定着促進」を三位一体で行うことによる相乗効果を得、将来の人口の確保を図る。

【デジタル社会の形成への寄与】

取組①

まちづくりにおいて、デジタル技術を活用して子どもの学びの応援や子育て世代の交流の機会を創出していく。

また、若者・子育て世代向けワーケーション事業等により子育てしながら働きやすい職場環境の実現に向け、デジタル技術を活用し、自宅やサテライトオフィス、二地域居住先等場所を気にせず活躍できる社会を目指す。

理由①

人口減少社会に歯止めをかけるため、関係人口の創出や若者定着促進に係る支援をデジタル技術を活用して実施していくため

取組②

該当なし。

理由②

該当なし。

取組③

該当なし。

理由③

該当なし。

- ⑤ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））
4-2の【数値目標】に同じ。

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【地方公共団体名】	【外部組織による検証】				
	【検証時期】		【検証方法】	【外部組織の参画者】	【検証結果の公表の方法】
京都府	毎年度	8月	「京都府総合計画推進会議」において、個々の事業のPDCAサイクルに基づく検証	【産】(株)アウルコーポレーション、京都府生涯現役クリエイティブセンター、Flora(株) 【学】(公財)国際高等研究所、佛教大学、京都大学大学院人間・環境学研究科、京都大学防災研究所、総合地球環境学研究所 研究基盤国際センター 【金】(株)京都銀行 【公】京都府市長会、京都府町村会 【その他】華道家元池坊、(一社)京都府医師会	HP等で公表
京都府福知山市	毎年度	7月	福知山市まち・ひと・しごと・あんしん創生有識者会議において、事業の進捗(成果)報告と、それに対する意見の聴取及び事業の見直し、新展開などの提案を行う。	福知山市産業支援センター、大阪市立大学大学院、日本政策金融公庫、公共職業安定所等	ホームページで公表
京都府舞鶴市	毎年度	8月	産官学金労言等で構成する「舞鶴市みらい戦略推進会議」において、PDCAサイクルにより検証。また、推進会議では、民間を中心とした分科会による新たな政策提案や、市民からの意見募集等も行うこととしており、これらも踏まえ、必要に応じた見直しを行い施策を推進	商工会議所、農協、観光協会、職業安定所、地元高校、地方銀行・信用金庫、地元新聞社、自治会連合会、青年会議所、公共交通機関等	市ホームページで公表
京都府綾部市	毎年度	8月	綾部市創生有識者会議にて、PDCAサイクルを通じて評価・検証内容に応じた見直しを実施	商工会議所、農協、観光協会、職業安定所、地元高校、地方銀行・信用金庫、日本政策投資銀行、地元新聞社、自治会連合会、青年会議所等	ホームページで公表

京都府宮津市	毎年度	8	月	宮津市総合計画等有識者会議において、事業実施後のKPIの検証、各主体の役割分担と地域活性化につながる取組等の評価を行い、目標に達成しない場合は、事業全体の計画を修正し、次年度以降の実施計画に反映させる。	自治会関係者、金融機関関係者、報道機関関係者、商工団体関係者、社会福祉団体関係者、観光団体関係者、農林水産団体関係者、労働者団体関係者、行政機関、大学関係者等	市ホームページ等で公表
京都府亀岡市	毎年度	9	月	市民代表者や金融機関をはじめ、産業界、行政機関、教育機関、労働団体、メディアなどの関係者による外部有識者会議等において、事業の効果をKPI等で進捗管理・効果検証を行い、PDCAサイクルに則った事業の評価を実施する。	亀岡市総合戦略推進会議 委員：亀岡商工会議所、京都府南丹広域振興局、京都産業大学現代社会学部教授、亀岡金融会、連合京都中部地域協議会、京都府宅地建物取引業協会、市民公募	市ホームページ等で公表
京都府城陽市	毎年度	9	月	産官学金労言による有識者及び地域住民による「城陽市まち・ひと・しごと創生有識者会議」においてPDCAサイクルによる検証を実施	[有識者会議] 【産】城陽商工会議所専務理事【官】京都府【学】京都大学名誉教授、京都産業大学教授、京都女子大学宗教・文化研究所客員研究員、京都府立大学教授【金】京都銀行城陽支店長【労】星和電機(株)労働組合執行委員長【言】京都新聞南部支社長【その他】公募委員（地域住民）等	市ホームページ等で公表
京都府八幡市	毎年度	8	月	まち・ひと・しごと創生検討懇談会による検証	学識経験者、産業団体、その他関係団体、市民 等	市ホームページ等
京都府京田辺市	毎年度	9	月	外部有識者等において、PDCAサイクルによる検証を実施	産官学金労言その他各組織からの代表者等	ホームページで公表

京都府南丹市	毎年度	8	月	南丹市地域創生会議によりKPIに対する単年度ごとの達成度をもとに検証を行う。未達の場合については、事業の見直しを行う。	【産】南丹市美山観光まちづくり協会、京都府指導農業士 【官】京都府 【学】京都府立大学 【金】京都銀行 【労】連合京都 【言】KCNなんたん 【その他】二本松学院、南丹市女性ネットワーク会議、市民公募委員	市ホームページ等で公表
京都府木津川市	毎年度	8	月	外部有識者（産官学金労言等）及び地域住民などによる第三者委員会において、PDCAサイクルによる検証を実施	【産】地元農家、商工会会員、特産物開発・販売店経営者、 【官】京都府、 【学】同志社大学副学長、龍谷大学教授、京都大学大学院農学研究科教授、 【金】南都銀行木津支店、【労】京都田辺公共職業安定所、 【言】NPO法人きづがわネット（地域情報誌発行）、 【その他】学研都市エリア立地企業、公募委員（地域住民）等	市広報紙、ホームページにて公表
京都府井手町	毎年度	8	月	産官学金言の外部有識者を含めた井手町地域創生推進会議において、個々の事業についてPDCAサイクルによる検証を実施	【産】JA京都やましろ井手町支店、井手町商工会、山城青年会議所、ワタキューセイモア㈱【官】京都府【学】京都産業大学【金】京都中央信用金庫井手支店、南都銀行玉水支店 【言】京都新聞【その他】井手町まちづくり協議会、子育てグループさんさん会、子育てグループ竹の子広場	ホームページにて公表

京都府精華町	毎年度	8	月	「総合計画進行管理有識者会議」において、PDCAサイクルによる検証を実施	【産】公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構、【官】京都府総合政策環境部地域政策室、【学】京都府立大学公共政策学部公共政策学科（財政論・地方財政論、環境経済学）、【金】京都銀行精華町支店、【言】株式会社KCN京都、【労】京都府立大学公共政策学部公共政策学科（労働法）、【士】合同会社みらい会計研究所、【デ】公益財団法人京都産業21（元京都府情報政策統括監）、【住】地域住民	ホームページにて公表
京都府伊根町	毎年度	8	月	伊根町地域創生有識者会議にて、PDCAサイクルを通じて評価・検証内容に応じた見直しを実施	商工会、観光協会、職業安定所、大学、地方銀行・信用金庫、地元新聞社、自治会、保育所保護者会、小中学校PTA、民生児童委員協議会、社会福祉協議会等	ホームページにて公表
京都府与謝野町	毎年度	8	月	地域住民、産学金等により構成する与謝野町総合計画審議会及び与謝野町産業振興会議において、本事業についてPDCAサイクルによる検証を実施する。	大学教授、観光関係者、織物関係者、農業関係者、子ども・子育て関係者、教育関係者、まちづくり団体、地元金融機関など	ホームページにて公表
京都府宇治市	毎年度	8	月	まち・ひとしごと創生総合戦略推進会議において学識経験者が関与客観的な検証を行う	京都教育大学教授、同志社大学教授、宇治市観光協会事務局長、京都府山城広域振興局長、株式会社京都銀行宇治支店町、宇治市商工会議所専務理事等	HP等で公表

⑦ 交付対象事業に要する経費

- ・ 法第5条第4項第1号イに関する事業【A3007】
総事業費 2,552,765 千円

⑧ 事業実施期間

2021年4月1日 から 2026 年 3 月 31 日 まで

※企業版ふるさと納税との併用による事業実施期間延長適用

⑨ その他必要な事項

特になし。

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(2) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

(3) 該当なし。

ア 事業概要

イ 事業実施主体

ウ 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2026 年 3 月 31 日 まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

5-2の⑥の【検証方法】及び【外部組織の参画者】に同じ。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

4-2に掲げる目標について、5-2の⑥の【検証時期】に
7-1に掲げる評価の手法により行う。

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

5-2の⑥の【検証結果の公表の方法】に同じ。